

政令第 号

計量法施行令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第五十条第一項、第七十二条第二項及び第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号中「イ 水道メーター

「イ 水道メーター

「八年」を

- (1) 電磁式水道メーター
- (2) 超音波式水道メーター
- (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの

十年 十年

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和 年 月 日から施行する。

(検定証印等の有効期間に関する経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正前の別表第三に掲げる水道メーター（電磁式水道メーター及び超音波式水道メーターに限る。次項において同じ。）に付されている計量法第十六条第一項第三号に規定する検定証印等（次項において「検定証印等」という。）の有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この政令の施行の際現に計量法第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認を受け、又はこれらの承認の申請が行われている型式に属する改正前の別表第三に掲げる水道メーターに係る検定証印等であつて、この政令の施行の日から起算して四年を経過する日までの間に付されたものの有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

最近における水道メーターに係る技術の向上に鑑み、電磁式水道メーターの検定証印等の有効期間を八年から十年にする等の必要があるからである。